**２－（７）バーチャル出席による役員選挙規約例**

（目　　的）

第１条　この規約は、中小企業等協同組合法（又は中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法）、本組合の定款及び役員選挙規約に定める役員の選挙のうち、バーチャル出席による場合の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

（電子媒体を用いる投票の方法）

第２条　組合員は、役員選挙規約で定める総会において開催場所による方法、郵送を用いた方法に加えて、バーチャル出席による場合には電子媒体を用いる方法で投票を行うことができる。

（投票用紙）

第３条　バーチャル出席による投票のための用紙は、定款に定める形式に従い、電子媒体から提供される様式による。

（投票用紙の交付）

第４条　選挙管理人は、選挙立会人の面前において、バーチャル出席による場合には電子投票用紙を電子媒体を通じて交付する。

（投　　票）

第５条　バーチャル出席による場合には、組合員は、電子投票用紙に自ら入力して電子媒体を通じて投票を行うものとする。

２　投票用紙には、選挙人である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

（投票の終了）

第６条　選挙管理人は、出席した組合員の投票が完了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴き、投票終了の旨を総会に告げなければならない。

２　投票の終了後は、何人も、投票することができない。

（投票用紙交付数の確認）

第７条　選挙管理人は、投票終了後直ちに、組合員に交付した投票用紙の数が誤りのないことにつき、選挙立会人の確認を得なければならない。

（開　　票）

第８条　電子媒体を用いた投票で行われた場合の開票は、選挙立会人が立会の上、選挙管理人がシステム集計結果を確認するものとする。

（無効投票）

第９条　次の投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 記載すべき被選挙人の数を超えて記載したもの

(3) 被選挙人の何人を記載したかを確認し難いもの

２　投票が、前項各号に該当するかどうかの判断は、選挙管理人が、選挙立会人の意見を徴して決定する。

３　電子媒体を用いた投票については、投票に際して、投票者本人が有権者であるかどうかを選挙管理人が確認するために投票用紙もしくは投票の一連の流れの中で投票者を確認する措置をとることができる。

（開票結果の報告）

第10条　選挙管理人は、開票を終了したときは、その結果を議長に報告しなければならない。

（そ の 他）

第11条　本規約に定めのない事項については、その総会ごとに、総会の議決を経て決定する。

付 　則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。